

土地・建物に係る固定資産税について

1. 固定資産税については、地方税法に基づき、毎年1月1日（賦課期日）現在における土地・家屋の所有者に対し、土地・家屋の評価額を基礎とする課税標準額に税率（固定資産税1.4%）を乗じた税額が課税されます。
2. 継立中学校の土地については、20年間の有償貸付、貸付期間満了後に有償譲渡としていただきますので、有償貸付期間においては固定資産税は課税されません。
3. 建物については、平成29年3月に譲渡を予定しているため、平成29年度の固定資産税は発生せず、平成30年度より活用事業者に対して課税されます。
4. 平成30年度の建物の固定資産税は、平成30年1月1日現在での評価額を基に算出されますので、現時点では未定です。

なお、あくまでも推定ですが、税額はおよそ180万円程度と見込まれ、また、賦課期日現在の状況において、改修工事等が行われた場合は、変更分も含めて評価額を算出することとなります。

また、平成30年度は3年に1度の評価替えがあるほか、税制改正等が行われた場合も税額が変わる可能性があります。

以上、実際に課税される税額は未定ですので、ご留意願います。

※以上のほか、登録免許税、不動産取得税等があります。